

## 建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会（第四分科会）

平成21年9月15日（火曜日）午前10時開会

### 出席委員（7名）

委員 長	磯 飛	清 君	副 委 員 長	室 井 俊 吾 君
委 員	植 木 弘 行 君	委 員	関 谷 暢 之 君	
委 員	平 山 啓 子 君	委 員	君 島 一 郎 君	
委 員	若 松 東 征 君			

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

建設部長	田 代 哲 夫 君	都市計画課長	山 口 和 雄 君
都市計画課長補佐	沼 野 井 隆 君	都市計画課都市計画係長	山 田 隆 君
都市計画課開発指導係長	矢 部 敏 詔 君	都市整備課長	小 池 則 男 君
都市整備課長補佐	人 見 勝 男 君	都市整備課都市整備係長	鹿 野 伸 二 君
都市整備課住宅係長	大 金 廣 志 君	道路課長	薄 井 正 行 君
道路課長補佐	君 島 勝 君	道路課管理係長	菊 地 広 幸 君
道路課建設係長	室 井 正 幸 君	道路課河川係長	吉 澤 克 博 君
建築指導課長兼参事	福 田 康 文 君	建築指導課参事	塩 原 広 行 君
建築指導課長指導係長	釣 卷 正 己 君	建築指導課審査係長	松 本 正 彦 君
区画整理課長	人 見 春 夫 君	区画整理課長補佐	芳 賀 良 輔 君
区画整理課管理係長	平 石 敬 雄 君	建設課長（西那須野支所）	若 目 田 好 一 君
建設課長補佐（西那須野支所）	田 代 晴 久 君	建設課まちづくり推進係長（西那須野支所）	久 留 生 利 美 君
建設課道路係長（西那須野支所）	邊 見 修 君	産業観光建設課係長（塩原支所）	藤 田 誠 君

### 出席議会事務局職員

書 記 佐 藤 吉 将 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長あいさつ

〔都市計画課〕

- ・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔都市整備課〕

- ・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔道路課〕

- ・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

- ・議案第69号 市道路線の認定及び廃止について

決算審査

- ・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔建築指導課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔区画整理課〕

- ・議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

- ・議案第63号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

決算審査

- ・認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第8号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散 会

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

磯飛委員長 おはようございます。前日の議案質疑におきましては、執行部はもとより、議員の皆様も大変ご苦労さまでした。本日招集となりました建設水道常任委員会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会において、当常任委員会に附託されました案件は、お手元の資料のとおり補正予算案件が4件、その他の案件1件の計5件であります。また、決算審査特別委員会に附託されました案件の中で、当分科会で審査する案件、決算認定案件6件については、随時、決算審査特別委員会（第4分科会）に切りかえて審査を行いたいと思います。

委員各位におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまから、建設水道常任委員会を開会いたします。

#### 都市計画課の審査

磯飛委員長 それでは、建設部の執行部職員に出席いただいておりますので、初めに建設部長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

田代建設部長（挨拶。）

磯飛委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまより都市計画課の審査を行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。

#### 議案第56号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長（議案第56号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 これは、浚渫ということですが、今は浚渫業者、かつては那須地区で1社ぐらいしかなかったのですが、今は多いのですか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 浚渫の内容にもよるのですが、今までなかなか汚泥等の除去ができないというようなことで、高圧洗浄、バキュームで吸引しまして、吸い上げる状況もございました。また、中にはそのまま重機等を入れまして、中の土砂を15ないし20cmすくいとりまして、改めて碎石等を入れかえるというような方法もとっておりまして、状況によりまして、それぞれ個別的な対応をしています。施工しますのが業者1業者ということの中では、吸引、高圧洗浄作業伴う作業、数は少ないということで、現在2社ぐらいということになってはいますが、加えて、今は一般建設業の方にもお願いする状況でもあります。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 必ずしも洗浄して、目詰まりした汚泥を吸引する方法だけではなく、入れかえもあるということですね。方法的にはそういうこともあると、場合によってやるということですね。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 この6カ所というのはどこどこなのか、もしわかりましたら。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 これにつきましては、黒磯地区が3カ所、西那須野地区が3カ所、黒磯につきましては鍋掛が2カ所ございます。共壘社が1カ所。西那須野地区は緑が2カ所、東三島に1カ所を予定してございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 結構でございます。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

植木委員。

植木委員 今の件についてですが、下永田のそのわきの緑地区というのですが、どの辺でしょうか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 詳細につきましては担当係長がまいっておりますので説明させていただきます。

磯飛委員長 矢部開発指導係長。

矢部開発指導係長 西那須野地区につきましては、緑というところですけども、養護学校のちょっと下のほうに団地があるのですが、そこに1カ所、それから、その東のほうに1カ所です。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 両方とも緑地区でいいのですね。一丁目と2丁目。はい、わかりました。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 それでは、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会(第4分科会)に切りかえます。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長 (認定第1号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 206ページの4項3目の委託料の地図作成に当たっての件、新たにということで、これ

は今までつくっていたものに対して全部新たにというものですか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 今までのそれぞれ1万分の1の地図は持っています。合併当時のそれぞれの状況だったわけですが、2,500、それから様々なサイズの地図があるわけですが、1万の作成はなかなか費用がかかるということもございまして、すぐには作成しなかったようございまして、いずれにしても、その後改めてつくるということになっておりましたようで、ご質問のように地形図はありますけれども、地形的にかなり古い部分になってございまして、現況的にそぐわない部分があるというようなことがございまして、新しくつくったという形になっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 新しいものは、我々委員会ではいただけるのか。それがあれば便利かなと思うのですが、どうなのですか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 議会の調査関係で必要ということであればご提供できると思いますので、特に地図いろいろありますものから、枚数があって、A0でかなり大きいのです。80センチの1メートルぐらいになりますけれども、それが10枚ほどになりますので、丸めても結構な量になります。提供はできますので、お声をかけていただければ対応したいと思います。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 ありがとうございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 歳入の28ページの不動産売り払い収入ですが、記載の事項についてはご説明いただきましたので、こちらそれぞれ何区画で、これ

までの実績等も含めてご説明をお願いします。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 まず、新町に分譲地ですが、ニューライフ新町ということになってございまして、全部で17区画でございまして、そのうちの4区画を売却してございまして、13区画が残っております。

関谷分譲地でございまして、これは57区画ありまして、販売済みが34区画、残りが23区画あるという状況になっております。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 残区画について現時点での金額で示せば、それぞれお願いできますか。総額で結構です。区画によって価格違いますよね、きっと。何がしらの方法で示せる部分で結構です。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 総額でございまして、販売済みが4,570万1,670円、あと残りは販売中ということでございまして、これが1億3,255万8,661円、合計で1億7,826万331円、これが新町に分譲地です。

関谷につきましては、販売済みだけでございまして、3億2,871万9,800円、34区画がこの金額です。申しわけございません。総額の部分がちょっと手元に資料がございませんので、後でまたお知らせさせていただきます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

若松委員。

若松委員 場所をちょっと知りたいのですが、どのへんかちょっとわかりませんので。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 関谷の分譲地は、400号を塩原方面に上がってきまして、関谷小学校が左手に

ありまして、すぐ矢板那須線にぶつかります。コンビニのセブンイレブンがありまして、あれから南東側といいますか、左側の一角が400号沿いにあります。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

君島委員。

君島委員 決算のほうで出てこなかったのですけれども、当時分割という形があった。その収入の説明がちょっとなかったのだが、そういう形は完全に今はもう終わっているという状況ですか。

磯飛委員長 山田都市計画係長。

山田都市計画係長 先ほど課長のほうからも説明がありました940万円という数字があったこの内訳として、先ほど申し上げた分譲地売り上げの912万、おっしゃった残りの28万が君島委員のおっしゃる分割の28万、10回分割のうち最後の28万で、これで完了という形で終わりです。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

若松委員。

若松委員 203ページ、補償金の立ち木の賠償ということで、これは市のほうの土地の問題とか何が絡んでいてこの補償ということになるのですか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 詳細に関しては担当係長のほうからご説明いたします。

磯飛委員長 矢部開発指導係長。

矢部開発指導係長 昭和62年度に県の許可をもらって、開発した分譲地の残地森林というか、緑地として当時の町が、西那須野町ですが、町に帰属を受けたと、そのまま木が大きくなって倒れたという状況です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 今までの自治会とか何かの管理体制というものの報告というのはなかったのですか。

磯飛委員長 矢部開発指導係長。

矢部開発指導係長 分譲の結果の公共施設、道路とか浸透槽とか、そういったものとはまた別枠で町のほうでもらったので、町が管理すべきものだというような考え方です。

ですから、地元では、例えば物干しに使っていたりとかということがありますけれども、基本的には管理はしないということでした。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

以上で、都市計画課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時30分

#### 都市整備課の審査

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きますが、担当職員の方大勢見えました。6月に一応ご紹介を受けたのですが、名前と顔が一致していないという方もおられると思いますので、職員の方、自己紹介をお願いします。

(出席説明員自己紹介。)

磯飛委員長 ただいまから都市整備課の審査を行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。

#### 議案第56号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小池都市整備課長。

小池都市整備課長 (議案第56号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

平山委員。

平山委員 13ページの歳出のほうから。土木総務費の市有建築物の点検業務ですけれども、これは

どのような施設、何力所ぐらい。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 今回対象としているのは、教育委員会所管の学校は含めなくて、それ以外のもので、対象としては175棟ございます。その中で、やはり中層住宅等の大きなものにつきましては外部委託をさせていただいて実施する金額が862万2,000円。

それ以外で、規模が小さいものについては都市整備課あるいは所管しているところが直接定期点検を実施するというところでございます。

これは、平成17年6月1日以降ということで建築基準法が改正されまして、また、平成18年4月1日から、大きい理由としまして特定行政庁ということになりまして、そういう中で市有建築物の定期点検の基準が厳しくなったのです。そういう中で、今回実施したい。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 175棟のうち委託が71棟、都市整備課で行うのが71棟、それぞれ施設の所管がやるのが34棟ということで175棟になります。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 具体的にどのような、初歩的な質問で申しわけないのですが、どのような箇所の点検を行うのですか。

磯飛委員長 人見都市計画課長補佐。

人見都市整備課長補佐 71棟の中には、延べ面積が1,000平米を超える建築物を有する施設ということで、この庁舎も含まれます。

〔「点検内容」と言う人あり〕

人見都市整備課長補佐 点検内容ですか。それは、建築物の構造強度とかそういうものを、例えば外壁とか、老朽等を調査するということです。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 きのうの質疑とかでも出ていたのですけれども、聞き漏らしちゃったので申しわけないのですけれども、公園費の14ページのところのウケ森のわんぱく広場の遊具撤去等と工事請負費がありますが、あそこは木造でかなり腐っていて、先ほども谷渡りを撤去すると説明がありました。8基と先ほどおっしゃいましたが、撤去するのは、いろいろ腐っている。その後何かをつくるというのは、その谷渡りだけで、あとは無理なのか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 撤去のみでございます。谷渡りもその撤去の一部でございまして、撤去した後に、いわゆる坂の部分にネットが張ってあるような遊具なものですから、それがかなり腐っており、基礎そのものの木が腐って使えない状態でございます。使用禁止に当然してありますけれども、それを撤去した後、そこがかなり崩落もしていますので、そこに緑化ブロックを施工して、仮止めをするというふうな法面を保護するとか、設置する予定です。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 そうすると、遊具というのは全部取り払ってしまうわけですね。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 そういうことでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 今の平山委員の関連ですが、わんぱく広場の詳細設計ということで100万円、14ページの公園維持管理費に計上されているが、設計だけで100万円ぐらいかかるのでしょうか。また、設計というのは工事に対して、通常何%ぐらいが設計料として妥当なのでしょうか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 これは、昨日の質疑の中で部

長が答弁したとおりでございまして、やはりケースによって、ケース・バイ・ケースということでありまして、内容によっても異なります。ただ一般的にということになりますと、例えば、建築で言えば、金額によりますけれども、大きい金額であれば3%、5%、ただ管理まで入れると10%を超えるという状況がありますけれども、今回のわんぱく広場遊具につきましては、撤去するものの平面図を起こす作業や、そういったものを当然設計する上では必要でございます。かなり古いものでございますので、そういったものも全くございませぬので、そういったところから当然発注する以上は設計するものですから、率でというよりも、やはり金額に対してのある程度の基礎的な部分での費用がかかるということでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、大体の基本的な決まりというものはないと、工事の概要、中身によって設計料についても幅があり、3から5、あるいは場合によっては、管理まで入ると10%、こういうことですね。

それから、これについては、昨日の部長答弁は別になかったですね。全体の中のことで、了解です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 私も2点ばかりです。関連ですけれども、このウケ森公園のわんぱく広場というのは、当時何を目的につくっていたのかなと思うのが1点です。古くなって危険だから撤去するのは簡単ですよ。この目的が継続できないで、ただ管理が大変とか、危険だからって壊してそのままでもいいものかどうかの1点。

あともう1点は、昨日の質疑でのバリアフリーの件です。JRの件は、事実でわかりますけれども、この件について、JRからと国から2分の1



の補助金があるからというだけで、昨日の説明では、3つのエレベーターをつくと。あの地域性というのはここには全然入らないような状態ですけれども、その辺の相談というのはなかったのか。用途的に違う予算だと思うのですけれども、やっぱり地元に対して私らの説明も困るので、その辺もちょっとお聞きしたいと思うのです。

以上です。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 今のわんぱく広場の遊具につきましては、当然当初の目的はございます。子どもたちのこういった遊具等を利用することでの健康、外で遊べるようなアウトドア的な楽しみ方ということでの目的がございました。

ただ現状は、それが非常に老朽化をして、木質なものですからかなり危険で、今はネットで防護をして使えない状態にするということで、まずは撤去させていただくというのが第一義と考えます。その後については、あそこは芝広場などで考えます。もとのゴルフ場、練習場跡もすぐそばにございまして、そういった広場としてもうちょっと広めに、ちょうど間になるわけですけれども使えるということ。今、あそこには野鳥の観察小屋があります。これについては、当然そのまま継続して使っていただくということで、遊具以外で残っている観察小屋についてはきちんと残していきたいということです。この利用を今後も考えてはいきたいということです。

バリアフリー化の話につきましては、これは基本的には県内の各駅がございまして、そういったところの整備について、随時、計画を立てて、JRのほうも進めてきた。その中で、大変おしくて申しわけなかったのですが、黒磯地区も最後のほうになってしまうのですが、黒磯、小山、氏家ですか、これらが最後の県内で整備できると

いうことです。1駅あたり1日5,000人を超えるという基準がございまして、それ以上でないとエレベーターの設置は基本的にできない。国のほうのお金も出ませんし、そういったこともございまして、ようやくこれが何とか5,000人下回らないですときていたものですから、今回対象にさせていただいたということです。あくまでも駅で鉄道を利用する方のためのものであるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 今、バリアフリーの件についてはわかったのですが、あの地域は今アンダー工事をしています、開通すると踏切が通れなくなります。前に私も一般質問で言いました。外にもあります。これを渡るのです。そうすると、年寄りも今地域で困っていることは、若い方が、おじいちゃん、おばあちゃん、年だから車はやめてくれと言うと、1つのJRの線で区切られちゃって、向こうには行けなくなります。病院が余りないのですよ。薬をとりに来るとか病院に来るのはほとんどそういう方が多いということで、だったら、JRの外側にでもそういうものが必要なかなと思うのですけれども、その辺の都市計画についてひとつ。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 黒磯駅については、若松委員さんおっしゃるとおり、今度、3・4・1本郷通りができれば踏切廃止です。昔、県道がバイパスになりまして、川西の踏切が廃止になって、今歩道橋があるという経過がある。そういう中で、黒磯駅の東西を結ぶ東西連絡橋がありますが、東西連絡橋に行ったらなればわかると思うのですけれども、在来線がありまして、新幹線がある。新幹線についてはもうそこに橋上駅というふうな計

画がないということで、かなり低くなっているということである。東西連絡橋も東側へ行くと、ちょうどあそこは鉄道の電源の切りかえになっているということで、一番東側へ行くとかなり太い送電線があって、それが高くなっている。こっちに来ると新幹線の橋脚がありまして、低くなるということで斜めになっており、途中でまた階段があるという状況です。そういうことで、バリアフリー化にエレベーターを設置しても、途中で階段が出てくるということで、なかなかエレベーターを設置した効果が出ないという部分がある。昨日の質疑における答弁の中でも言っていましたけれども、東西の駅広場、それと西口の駐車場の整備を含めて全体的に考えないといけない。ただ単にエレベーターを設置するというだけで解決する問題ではないということで、現状でいくと、今新たに実施するということになる、地下という方法でいくか、今の鉄道の現状を見ると、そうじゃないと今のようになってしまうので、両広場の改修と一緒に考えなくてはならないという部分があります。

あとは、東西連絡橋の改修という形になるかと思うのですが、今のままでいくと、坂があって階段があって、直角にぐるぐる回って、また階段があるということで、エレベーターを設置しても、基本的には老人の方にはかなり厳しい部分がある。そういう将来的なことも考えていくと、エレベーターを設置するのがいいのかどうかという部分も含めて、現在、西口のほうの商店街でかなり活発に活動しておりますので、そちらがある程度見込まれるということになれば、駅全体の構想で東西連絡橋も含めて検討するという形になります。現在、片方だけエレベーターをつけてもちょっと効果が出ないという部分があり、将来構想という形の中で考えたほうがいいのかということ、

答弁等についてもそういう形にしてあります。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 その件ですけれども、我々地域とのいろんな懇談会とか何かには出席していると、一番地元が使うものであるが、東西連絡橋は特殊な構造ですよ、黒磯は。とにかくとても長い距離になって、行ってみるとわかるように、鉄板もさびていまして、ところどころ陥没、穴も直していますけれども。お年寄りというのは、3カ月、半年、1年とがくぐくと違ってきちゃうのですよ。そういうものに関してもやっぱり都市計画のほうでそういうものも早くやってもらいたいなと思うものがありますよ、実際。

こちらの県道のほうに寄っても、スロープになってはいるけれどもなかなか歩きにくい状態になって、あれも何年度にできたのかわからないけれどもかなり古いです。そういうことを考えてもらって、少しでも早い時期のうちに計画はしてもらいたいなと、これは要望ですから、よろしく願います。

もう1点ですけれども、先ほどわんぱく広場の説明は聞いたのですけれども、今、国とか県とか子どもを外でたくましく育てようという、そういうものに反してきたのではないかなと思うのですよ。ただ、大変だから壊しちゃうとか、管理が大変だからということのみで解決していいものかどうかという疑問点はあります。

実際に子どもたちというのは、預かっていると、危険なところは看板だけで処理しているが、危険ですからここは立ち入り禁止とかというものじゃなくて、子どもを自由に遊ばせる広場をつくるのも行政サイドの責任ではないかなと思うのですけれども、その点はどうですか。

磯飛委員長 答弁をお願いします。

田代建設部長。

田代建設部長 それぞれの公園によってその活用というのはそれぞれ違うと思いますが、この烏ヶ森公園につきましては、当初わんぱく広場ということで広く遊具を設置してやっていたということで、遊具を使わせるためには人を2人ぐらい置いて、指導しながらやっていたという経過があります。現在、それがいいのかどうかという部分もありますし、新たにつくるといふ部分での検討も加えまして、同じようなものは那須野が原公園にあるということで、そういうことを考えますと、新たに設置しなくても、そちらで遊具の部分はいいのではないかと。烏ヶ森公園についてはもうちょっと、あそこは坂とかがありますので、自由に滑ったり、いろいろな形の中で自由に走り回ったりしていただくということのほうがいいのではないかと。撤去して、自由広場という形の中で今後検討をしていくという方向で、そういう結論で撤去という形に決まりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 15ページの5項2目の住宅管理費の市営住宅の耐震の件ですけれども、対象住宅は稲村1号、下厚崎1号、錦の1号、2号という4棟ですか。それぞれの築年数と、それから中層階を耐震するという事は、補強工事なり何なりをする価値のある建物だと思うのですけれども、ほかに中層階で耐震の診断をするというか、改築を迎えるような物件というのは本市にはあるのでしょうか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 ただいまのご質問ですけれども、稲村1号棟、これについては昭和48年築、4階建てになっています。下厚崎1号棟が昭和54年築、4階建てでございます。錦の1号棟、2号棟でございますので、1号棟が昭和55年築、4階建てで

ございます。錦の2号棟が昭和56年築、4階建てでございます。そのほかにということでございませぬけれども、現時点ではこの法施行以前の中層ということになりますと、この件だけです。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時07分

磯飛委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

認定第1号の説明、質疑、討論、  
採決

磯飛委員長 建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

小池都市整備課長。

小池都市整備課長 (認定第1号について説明。)

若目田建設課長 (認定第1号について説明。)

小池都市整備課長 (認定第1号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 208ページの本郷通りの件ですけれども、JRアンダー、20年度の途中からですか、工事時間の制限が途中変わったと思いますが、これで、20年度で工事の進捗、何%まで来たかというところですね。もし、工事時間の規定が変わったところでの違いというか、そこからの部分も含めて、わかればお示しください。

あわせて、現在から完成まで含めたところも、ちょっと決算から外れますけれども、あわせてお示しいただければと思います。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 現在の進捗ですけれども、よ

うやく今ご質問にありました制約、規制されている部分を越えまして、エレメント工事が相当進みました。それ以降は、全体的にもうかなりおくれで来てしまっているものですから、それを取り戻すというのはちょっと難しいと思うのですが、20年度では付帯そのものは49%程度終わったかなということでございます。ただし、それはあくまでもアンダー工事でありまして、それ以外の取りつけ部分とか、あるいは今後出てくる雨水管、それは雨水排水もでございますので、その近辺に布設替えるということになりますので、そういったものを踏まえまして、使用できるようになるまではちょっと時間がかかると思います。

今お約束されている22年度までのJRのアンダーについては、完了していくのかなという見込みは持っています。よろしいですか。

〔「はい、了解です」と言う人あり〕

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 関谷委員の言ったページの一番下の部分ですけれども、工事請負費のところ、市道鹿野崎中内、これはどの辺の場所かわからないのと、あと、改良工事はどのぐらい、メーターがどのぐらいなのかを聞きたいと思います。

あと、ちょっと素人判断でわからないのですけれども、次のページの209ページの4項4目、街路整備事業の中の下から2カ所上の駅前広場管理運営事業の70事業ですか、その中の真ん中程度、那須塩原駅前広場バスレーン舗装修理、これはどの辺をやるのか。バスレーンは、かなり傷んでいるのか、その辺もちょっと聞きたいと思います。とりあえずそれだけでいいです。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 まず208ページの工事請負費、道路改良工事ですけれども、工事業量は延長636.3mです。幅員が6.0mで、これは改良舗装ま

で全部一式となります。場所については、インターチェンジが完成した入り口。あの道路は県の実施ということでやっておりますけれども、その北側の道路、進入する道路があります。その道路と交差するその周辺の道路、相当、地域からの要望が強くて、そういったものを実施したということで、その周りの市道関係は全部改良しました。

〔「了解しました」と言う人あり〕

小池都市整備課長 その次のバスレーン舗装修繕工事、209ページですが、これは駅前広場、那須塩原駅の西口広場のバスがよくとまっているところがありますよね。あそこのレーンについては、市そのものの管理でございます。市の施設の一部として、相当、インター付近の舗装も使用が激しいのもありましたし、地盤が相当年数もたったということで何cmか全体的に沈んでしまったということで、歩行者にも、自動車の走行にも影響を与えるということで、当初予算から計上させていただいて、修繕を加えたということでございます。

以上であります。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 西那須野の市街地再開発でいよいよ西大和の市営駐車場が供用開始ということで、市営駐車場の料金とか、今テナントなんかちょっと厳しい状態と聞いていますので、進捗状況というか、現時点でわかっている範囲をお示してください。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 西大和駐車場につきましては、駐車場の条例改正が9月1日から適用ということになっておりまして、最初の1時間は無料、後は1時間ごとに50円ということで、最大で1日500円という料金設定になっております。ちなみに、駐車台数は68台ということで整備されております。

あとは、テナントの状況でございますが、新聞等でも報道されているかとは思いますが、キーテ

ナント、トライアルが来ました。かなり大きいものですから、面積で6割ぐらいのテナントの入居率ということになっております。ファインドスペースは除いてはありますが、約6割です。テナント数でいきますと50%ちょっと切れるかなということで、現在リーシングとテナント交渉、入ってくれということで交渉しております、キーテナントのトライアルなどにどのぐらいのお客さんが集まるかということで、その集客状況を見ながら、お客さんが来るようであればテナントを出したいというようなところが何店舗かあります。後々、テナントが埋まってくるのではないかと。グランドオープンが17日ですが、グランドオープンには間に合いませんが、随時、交渉していきますので、テナントは埋まってくるのではないかなという期待をしているところでございます。

以上です。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 214ページの公園費ですけども、ちょっとわからないので聞きますが、真ん中のほうに烏ヶ森公園の鳥のつめ切りみたいですけども、これは鳥ですか。

〔「金鶏鳥」と言う人あり〕

平山委員 え、こういう鳥がいるのですか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 あそこで以前から飼っていた鳥で、つめが相当伸びるのです。やっぱりたまに切らないとということで、獣医さんに頼んで切ってもらいます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 どこかに入っているのですか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 箱というか、鳥小屋になってます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 何羽ぐらいいるのですか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 2羽です。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 そうですか、今までわかりませんでした。ありがとうございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 217ページの6項2目住宅管理費の中で、若松団地の解体工事ということですが、これは自動的に住んでいる方がどっかへ引っ越したのか、また、解体に当たって、住んでいる方を優先的に同じ市営住宅に移動できたのか、その点、ちょっと聞きたいと思う。

それと、先ほど平山委員が言った214ページの4項6目公園費の中で、小さいことですが、遊具関連施設の撤去工事、ブランコ安全さくということで、これはわずかですが、4万9,350円、これはどのように撤去をしたのか、修理したのか、修繕ということか、それをちょっと聞きたいと思います。

あと、もう1カ所。エレベーターにこだわるのではないですが、212ページの4項5目のまちづくり事業の中の西那須野駅西連絡通路管理事業の203事業ですか、その中の西口エレベーターの委託費ですか、業務委託費が載せられているのですけれども、これは全額市のほうで負担しなくてはならないのか。また、JRのほうで、多少なりともその負担率があるのかどうかその辺と、これは市のほうの何というか、市道につくったのかどうかかわからないですが、その辺でこういう負担金が発生したのか、お聞かせ聞きたいと思えます。

以上、その点についてよろしくをお願いします。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 まず、先ほどの若松解体工事ですけれども、基本的には、移動していただくようお願いをずっとしてきているのですが、やっぱり入居している方はそこがよくて、なかなか出て行っていただけない。やはり老朽化がかなり進行していますので、何とか、すぐそばの若松の団地のほうに移動していただきたい。ただし、使用料も変化しますし、やはりどうしても低所得者を対象としていますので、家賃のことを考えるとなかなか移動できない。でも、そういう中で、平成20年度中に移動された方がおりました。ただ、以前に移動されたものとあわせて、1棟1棟取り壊しというのもなかなか大変なものですから、工事費がかかりますので、20年度に両棟合わせて撤去した。21年度以降も、一戸建てについては、老朽化が進んでいるものは取り壊しをしていきたいと考えています。

もう1点が、遊具ですね。これについては、帰属公園の遊具の関連なのかなと思いますが、6カ所ほど撤去をして修繕を加えたということで一応確認はしています。ブランコだけではないのです。合わせてというか、ここに書いてあるのは破損箇所のブランコの安全さくの修繕とか、遊具そのものの修繕とかということになります。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そのブランコの件、うちのほうの地域になると思うのですけれども、住宅を建てるために一応公園をつくる条例みたいなものがありますよね。何戸建てるためには、公園をつくって配水設備もつくらなくてはならないという形の中で、この公園というのは市の管理になるのかなと思うのですよね。これと違う場合、私らは行って鎖を見たりして、以前に直してやったこともあります。同じように同じ材料を使って。話を聞くと、なるべくなら、危険だから本当は撤退したいという話

も聞いたことがあるので、何もかもそういうふう  
に撤退されていっちゃうのかなと思ったもので  
から、その点ですけれどもどうでしょうか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 これは、昨日も質疑の関連で  
部長からあったかもしれませんが、結局、帰属公  
園で、遊具もセットになって市のほうに帰属をさ  
れると、都市計画法に基づいてそうなっているわ  
けですが、その遊具については、年数がたてばた  
つほど老朽化はもう進むわけです。広場の草刈り  
とかそういったものは、スタートから、大体はそ  
の地区の、そこに入居されているエリアの方の管  
理ということでお約束をしてスタートするのです  
が、20年もたってしまうと、入居された方が  
相当高齢化してきて、草刈りもままならないとい  
う状況のところ結構出てまいります。また、こ  
の遊具なんかも相当老朽化している。そうすると、  
やっぱり地域の方としては、子どももいないわけ  
じゃないのでしょうかけれども、危ないということ  
で、施設を帰属されれば市の責任に当然あります  
ので、できるだけ、今はいろんな遊具を入れない  
ような形でお話はさせていただいています。以前  
のやつを修繕して新しいものというのは、やはり  
予算の確保も難しいところがございますので、今  
は、基本的には危ないものは撤去させていただ  
いているということです。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 はい、ありがとうございました。あと  
もう1点。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 帰属公園、開発に伴う公園ですけ  
れども、以前は三種の神器といって、ブランコと  
か、砂場とか、ベンチをつくりなさいという形  
の中で指導してきたが、現在はそういう指導をし  
ていない。遊具は帰属になるわけですから。そう

いうことで、以前はそれを必ずとしておいたので  
すけれども、今の開発指導の中ではそういうこと  
はしていない。ですから、昔の公園については結  
構そういうものがあるので、その老朽化した遊具  
は撤去していくという形になるかと思います。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 先ほどの質問にもう1点答えて  
いなかったのがありますので、エレベーターの関  
係のJRの負担はという質問ですけれども、この  
エレベーターにつきましては、駅の構内ではなく  
東西連絡通路ということで、駅から外れたとい  
いますか、道路的な位置づけの部分に対してのエ  
レベーターでございますので、JRの負担はありま  
せん。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 若松団地の件に戻るのですけれども、  
取り壊す建物は、20年度は6戸ということですが、  
建物はまだ残っているのでしょうか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 残っております。若松もござ  
いますし、西那須野地区にもございますし、一戸  
建てで、もう築後40年経過しているものですから、  
もうそのものが危険だということもございます。で  
きるだけ出ていただきたいのですが、先ほど申し  
上げましたように、なかなか住んだところは出ら  
れないということで難しいところがありますが、  
出ていただいたら撤去するというので、とりあ  
えずは考えています。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 はい、わかりました。どうもありがと  
うございました。

磯飛委員長 ほかにございますか。

植木委員。

植木委員 214ページのこの公園費ですが、若松  
委員のほうから、今の帰属公園についての質疑が

あったわけでございます。私のところへもある地域の方が、この帰属公園ですが、草刈りが大変だとか、あるいは木が生えているのでその枝切りが大変だとか、そういうことで、帰属公園の中身によっては、自主的に自分たちが草刈り、枝切りとか、遊具の撤去なんかも含めてやっているところもあるでしょうし、そうではなくて、先ほどいいましたように、高齢化、あるいはそういったことに対して余り協力的でない方がたくさんいるような地域については、当然市のほうでやってもらえないのかという強い意見とか小言が出てくるわけでございます。基本的に、この草刈り業務委託、例えばここでも2万5,389円と決算が上がっておりますし、樹木の伐採業務委託とか、2万5,829円ですか、それと11万9,700円とか、ナンバーが1番から100番まで振ってありまして、あるわけでございますが、そういった仕事に関しては、決算上ここに載るということは、そういう地域の方が何とか片づけたいと、こういった場合は、都市計画所管ということでよろしいのでしょうか、確認ですが。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 都市計画課と都市整備課がござりますが、施設の管理等については都市整備課が所管しております。ですから私のほうです。ただ、ここに載っているということですが、これはもうどうにもならない帰属公園の枝、樹木等が、通行とかに支障を来すという場合は、市の責任は大きいですからやっている。基本的に、下草を刈ったりするのは地域の自治会にお願いしたいということになっている。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、帰属公園を持っている周辺の地域の方については、できるだけ、極力自分たちでできる範囲のことはやる基本を持ってもら

いたいと。ただし、でき切れない部分については、都市整備課のほうへご相談をして対応を図ってもらいたいと。このように指導していけばいいわけですね。よろしいですか、それで。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 予算の確保にも限界がございますので、予算の範囲の中で、やはり安全が第一ですから、子どもが飛び出す危険がある場合は、樹木はある程度枝を刈るようにしています。そういったことで考えてはいきたいと思います。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

君島委員。

君島委員 215ページにある住宅管理費の中で、市営住宅の家賃収納ですが、調定額で見させてもらいますと極端に悪い使用率といいますが、過年度がかなり残っている割合になってはいますが、かつては、訴訟なんかを起こすということもやっていたのですけれども、今はそういうことをやってまでは取らないのですか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 昨日の質疑でも、訴訟はゼロ件ということでした。基本的には前年度ゼロ件で、自主退去をされている方は3名ほどいるのですが、訴訟は実質されておりません、20年は。ただ基本的には、きのう、部長のほうから質疑の中でご答弁申し上げたように、6カ月を過ぎた場合には、強硬な手段には出てきております。ですから、訴訟を起こして、議会のほうの了承を受ける形が当然出てくるのですけれども、塩原の場合は過年度分が6カ月です。塩原、西那須野にも若干あるのですけれども、そういうものではない今までの蓄積というのがありまして、昨年4月1日から3市町統合になりまして、都市整備課が一括で管理



するようになりました。それまでのものを、いかに約束をさせて徴収するかということで現在努力中でございますので、もう少しお時間がかかるとは思いますけれども、何とか徴収はしてまいりたいと思います。

以上です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

以上で、都市整備課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

昼食のためここで休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時55分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 道路課の審査

磯飛委員長 続いて、道路課の審査に入ります。

出席職員の紹介をお願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

#### 議案第56号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長 (議案第56号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 8款土木費、14ページの市単独道路整備事業、601事業ですか、その中の委託料、用地調査と測量業務、青木三区横3号線、場所がどの辺か。この下の熊久保芦ノ又線、波立島方線もちょっとお聞きしたい。あと、どのぐらいのメーター数になるか、距離をお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 まず場所ですが、青木三区横3号線につきましては、板室街道からアウトレットのところに抜くための残りの道路区間があり、場所

としてはその位置になります。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 三区というと、どの辺ですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 高速道路からちょっと上です。高速道路と並行している辺りです。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 あそこね。わかりました。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 そのほか、熊久保芦ノ又線につきましては、熊久保の集落から芦ノ又に抜けるところで、望田から熊久保まではもう既に整備ができています。熊久保の集落から芦ノ又、那須町のほうに抜けるところがまだ未整備です。カーブしてから抜けるところまでが、まだ未整備なのです。それから、波立島方線については、熊川を越え橋を渡ってから一部整備が終わっているのですが、そのあと整備が終わっていないので、その部分をやる予定です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 何とかわかりました。

〔「あとキロ数」と言う人あり〕

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 青木三区横3号線については、延長が700m、幅員が6mを予定しております。熊久保芦ノ又線につきましては延長1,000mで、幅員が4m、それから波立島方線につきましては、延長が700mで、幅員は6mを予定しております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 これは、市道ですけれども、将来に向けてもし込んで来た場合とか何かという形の中で、市道のほかに歩道計画というのは将来どうなるのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 青木三区横3号線については歩道

つきということで考えておりますが、残りの2路線については歩道が見つからない予定でございます。

先ほどの6mについては、車道幅員ですので、全幅としては10mぐらいです。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、もう1点の1kmですか、1,000m、幅4mぐらいでやるという熊久保芦ノ又線については、交通量の関係でこのぐらいでいいのですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 現在、整備されている幅員に大体合わせた形になります。それで、用地幅としては、約6mになりますけれども、車道としては4m、路肩を含めると舗装幅が5mになります。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 はい、了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 13ページの2項2目の道路管理費、西那須野地区の道路維持管理費の舗装修繕とありますが、2,300万というのは、何カ所でどのような地域なのか、ちょっとお知らせください。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 路線的には1路線で、石林二つ室線ということで、ことし完了しています。大山小学校と清峰高校の間の道路が、今年度、大田原街道まで終わっております。そこから400号までの間はまだ未整備なものですから、舗装修繕だけ行うということでございます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 ありがとうございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 ただいまの下のほうの除雪関係、3地区ですが、昨年の実績とともに今年度どれぐらい

を見込んでの計上となっているのか、ご説明をお願いします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 毎年、雪の量がかなり違うものですから、例えば20年度の決算においてはかなり少なかったということですが、大体、毎年金額的にこのぐらいを、同じぐらいの金額を計上しております。何日雪が降るという計算ではなくて、金額的に材料の購入量とか、そういったものは大体同じぐらいの形でやっております。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 では塩原地区で伺いますが、実質出勤回数という部分に反映されてくるところがあると思いますが、その内容ですね、その委託契約の内容基準ですか、それと多分気温が何かに伴って、待機してというのもあると思うので、そのご説明いただけますか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 主に委託料になるわけですが、塩原地区の委託については208路線ということで、それらを業者に委託ということで計上しております。

〔発言する人あり〕

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 一応、この計上については昨年の計上に合わせていますが、それぞれのこの委託については業者から見積りを取りまして、それで単価契約をします。例えば1時間当たり作業をするとか、その場合、機械によって、あるいはその人夫がどのような形になるか、それぞれの細かい単価契約をして、その作業について実際に報告を受けて、その作業時間と単価を掛けて出来高でお支払いをするという形で拠出しています。単価については、これから見積りということになります。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 そうしますと、実働に対してだけということですか。例えば想像の範囲では、災害時もそうですけれども、こういう降雪に対しては待機する微妙な、降りそうでも降らないということがあると思いますが、そういうものは全く無視で、実働のみの契約という解釈でいいですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 微妙な場合に、実際には融雪剤を振るといったような作業もあります。その実働で作業をやっていただければ、作業をやったその内容に応じた支払いをするということになります。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 関谷委員の関連ですけれども、除雪してもらっているのはいいですが、その時間帯がある地域では生徒が行ってしまった後だったりします。あと一番の悩みの種は、中学生になると自転車通勤しなくてはならないという問題がありまして、特に県道のほう、北中から上のほうですが、私も言われていってみると、ほとんどの雪がかけたために歩道に上がってきている。そういう危険性があるので、その辺を何とかしてくれないかという声があります。そういう点の改良が何か提案がありましたら、よろしくお願いします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 今までの形ですと、どうしても車、車道優先ということです。公共交通、バスなんかも含めて車優先で考えていますので、どうしても業者に委託をするということになると、その排除、除雪といっても持っていくのではなくてわきに寄せるという形の委託でしか今のところは考えていません。

時間帯につきましては、当然限りある業者の中

で、要するに機械を持っている業者のことで、その業者の中では、当然、県道も受けていますし、市道も1路線ではなくて2路線、3路線という形の中でやると、どうしても交通量の多いところから優先的になってきます。どうしても時間帯に合わない部分が出てきてしまうというのは、多少やむを得ないと思っております。そのために機械を買ってくれと、用意してくれというわけにもいかないのです。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 確かに、現場を見て歩くと、子どもたちが学校に行くために早目に出ると思うのですけれども、そのときにかかっている場所もあるけれども、かかっていたとすると、余計危険度がふえた状態で、自転車では通わなくてはならないのです。だから、その辺もちょっと考えてくれないかという、これは要望みたいなものですが、対応方法というのはないですかね。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 どのくらいまでその除雪に費用をかけられるかということになります。その兼ね合いの中での話になってくるかなと思いますけれども、ダンプに積み込んでどこかに搬出するという方法をとれば、おっしゃるような除雪の仕方できます。けれども、そうなってくると膨大な費用がかかります。また、時間もとても短時間に何路線もやるなんてことはできませんので、そういうことから考えると、ある程度この地域では、1日あるいは半日で解けてしまうような状況です。そこまでの費用をかけて、時間もかけてやる必要があるのかということになると思います。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 はい。いいです。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

室井委員。

室井委員 その除雪についてのことで、2項2目の黒磯地区の場合、委託料としかない。うちのほうはいつも市の職員がやっているのですが、こっちもそうなのですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 地域に割り振りをしまして、降雪量の多いところについては直接職員が朝早くから出るという体制をとっております。

磯飛委員長 室井委員。

室井委員 その部分については、よくその職員に言っておいてもらいたい。集めるのが下手というか真ん中に雪が残っていて、自動車が通れないようにかぶっているところもありますので、指導をしておいてください。よろしくお願いします。朝早いのは大変だと思いますが、よろしく申し上げます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

植木委員。

植木委員 13ページですが、道路橋梁費2項1目というのはこれ、この所管でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

植木委員 よろしいですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

植木委員 この委託料の中の寄附道路測量、それから未登記道路調査測量等ということで、173万5,000円の計上があるわけですが、これについてちょっと簡単にご説明いただいてもいいですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 もう既に当初予算でいただいている中でやっているところについて言いますと、例えば上厚崎地内であるとか、そのほかの地区で既に道路としているところが、相続や何かの関係で未登記だったというケースです。今回相続が終わったので市のほうに寄附をしますよという場合に、その道路部分と民地の部分を測量して、その道路

部分になっている土地について寄附を受けるというための測量委託費でございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 では、場所はどの辺で何力所ぐらいあるのですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 まず、南郷屋踏切拡幅用地に伴う測量、2番目として上厚崎寄附受け入れに伴う測量、それから新南地区の地図訂正に伴う測量、こういったものについては既に実施をしております。

そのほか、今後予定しておりますのは、宇都野橋修繕工事に伴う設計業務のための測量、南郷屋栄町410号市道の境界の測量業務、ハロープラザ線用地取得に伴う測量業務、戸田寄附受け入れに伴う測量業務、それから市道の今後は出てくるであろうと思われる市道の寄附受け入れ申し出による分筆測量が30万円計上、未処理の部分についても30万円、道路境界確定測量が20万円、そういったものを合わせて計上させていただいております。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

君島委員。

君島委員 すみません、14ページの除雪関係でスノーブラウ、備品購入で入っていますけれども、今まであったスノーブラウの処分というのはどのようにしているのかをまず1点お聞きしたい。それから道路改良費、新設改良費の中で、先ほど市単独事業と国交省のほうとで組み替えをしてあるという説明ですけれども、豊浦新堀線と東原一分水線、これらの増えている分については変更増になるのか、それとも新規なのかという部分をお聞きします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 まず、スノーブラウの件でござい

ますけれども、これについては新たに今年度、作業車を当初予算で購入ということで載せていただいております。ふだんはスノーブラウをつけていない作業車として利用して、冬期間だけ、塩原地区については委託が主ですけれども、庁舎の周辺であるとかそういったところを直営でやることとして、その作業車にこのスノーブラウを購入して設置したいということです。廃棄するものは今のところありません。

それから、次に工事の関係ですけれども、豊浦新堀線につきましては、現在未登記の土地、私道がありまして、それが地主さんの寄附で市道として新たに整備が必要になってきました。今、市道となっているところが、そこは地主さんのほうで使うということで、新たに付けかえをしなくてはならないというのが出てきました。これについては新規として455mを計上させていただいております。

それから、一分水線につきましては、既に140m分を当初予算で見込んでおりましたけれども、50mを落差溝の関係で追加しないと、1スパンの工事としてできないものですから、50m分の追加ということで計上をさせていただいております。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）は、原案どおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第69号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第69号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長（議案第69号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

議案第69号 市道路線の認定及び廃止については、原案どおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切り替えます。

それでは、認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長（認定第1号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 すみません、26ページの土木費県委託金ですが、こちらでもらっているもので、道の駅では明治の森・黒磯だけで431万9,000円という金額が入ってきている。187ページ、歳出の部分で道の駅管理運営事業があるかと思いますが、こちらでは負担金、会費ですが、これは明治の森と湯の香しおばらの分だけになっている。あと1つ、歳入で、これは何で明治の森だけが県の委託金もらえるのかということと、道の駅の歳出、道の駅の管理運営事業でなぜ連絡会に道の駅にしないのが入っていないのかという2点について説明を

お願いしたいのですが。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 管理の関係ですが、道路課で所管して管理しているものは明治の森・黒磯だけということになってます。それについて支出になっておりますが、そのほかの負担金については、同じ道の駅の負担金なので、道路課ですべての負担金について払っているということでございます。そのために、土木費のほうで、道の駅の歳入も県からの歳入ということで入ってきております。湯の香しおばらは所管外なので、すみません。

磯飛委員長 にしなすの道の駅について。薄井道路課長。

薄井道路課長 去年まで400号の附属するところでした。400号ですから県管理ということで、市のほうではなく県のほうで直接管理となっておりました。それで、ことしから教育委員会のほうになりました。失礼しました。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 支出のほうで、所管が違うのはわかりました。ただ、歳入について、県から委託金が何で明治の森だけ来ているのかなという部分があったので聞きました。ほか2つについては、委託金が全然入っていないので。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 あそこについては、青木邸を保存するときに、その道の駅をつくるということが一緒にセットになっています。もともと県との協議があって、県では駐車場とトイレ、その一部について県はこれだけ出しますよという協定ができています。そのほかについては私も所管外なので、よくわかりません。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 はい、わかりました。

磯飛委員長 そのほかありますか。

関谷委員。

関谷委員 私もちよっとこの道の駅のところが気になった。明治の森が気になったのですけれども、歳入でも同じように維持管理の委託として入ってきて、それを歳出で維持管理委託として、また出しているわけですよね。部分が違うのか、仕分けの説明をお願いします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 道の駅の明治の森について道路課所管で管理している部分は、駐車場の部分、トイレの部分、後ろ側にある広場の部分についてです。青木邸については教育委員会、物産店については産業観光ということで、それぞれ違います。

その中で、県のほうで負担する部分については委託金ということで来ていますけれども、あそこは県道の黒磯田島線の道路区域が一部入っているということで、道路区域分について県では負担金を出しますということです。道の駅は道路区域ですから、県道の道路区域分については負担金として、明治の森の負担金が入ってきています。そのほか、道路区域の中でも市がやると言っている部分、道路区域の外側、例えばお花畑、ああいったところは市が単独費をプラスして委託をしております。そういう関係になっています。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 もう一度ちよっと、わかりづらいので。歳入の部分で負担金というか、維持管理の委託ですよ。委託として入ってきている部分はどこどこなのか。市として委託で出しているのはどこどこなのか。もうちよっと明確にお願いします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 駐車場の部分、トイレの部分、これについては満額ではないです。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 満額じゃないのですね。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 満額ではないのです。満額ではないのですが、管理区分としては、道路区域としての区域がかぶっています。駐車場とトイレの部分については、県でこれだけ出しますよ、ただしそれだけで全部できるかという満足な管理ができないので、市の負担金、市の一般単独費をプラスして管理をしているということになります。ただ、それだけじゃなくて、先ほども言いましたが、その裏側の県道区域以外のお花畑も道路課で管理をしている。ですから、その辺は全くの持ち出しということですよ。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 明治の森・黒磯ができるときの経過がありまして、文化財も含んでいるということで、管理をどうするか、大きいヒマワリを植えている部分をどうするかということで、いろいろ協議をした。普通、道の駅については、県ではその委託金を払ってはいないのです。文化財があるので、市と県の役割をどうしようかという部分がありまして、ある程度の全体的な運営費用というのを出して、そのうち県はこれだけ出しましたよということで、市も出して、その中で運営をしていきたいと思いますというのが当初の始まりです。

最初は文化財の青木邸も含めて一緒に委託金として来ていたのですけれども、所管が別なので分けるということで、教育委員会の青木邸負担、青木邸を見せるための学芸員の部分も一部ということで、全体経費の中の県の委託金を少しだけ出したということになった。市にとっては、この道の駅は県からもらって、本来であれば自前でやらなくてはならない部分ですけれども、県のほうで出してくれるということで、額的には下がってきているのですけれども、まだやっていたらというのが現状です。

ですから、できたときにそういう協定をして、これだけ広いところをやるのだからということで、県のほうも出すという部分があったのです。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 経緯はわかりました。

本来、指定管理者制度が導入されたときには、公共施設的な意味合い、指定管理ということになっていくと、これは指定管理ではないようなのでいいですけども、非常に複雑である。場合によっては再委託というのはいらないはずだから、その辺がちょっと整理して伺いたかったところだったのですが、そういうことであれば問題はない。問題はないけれども何かぎりぎりラインみたいな感じを受けますけれども、ちょっとその辺も含めて説明をいただければ。大体わかりましたけれども、際どいですよね、これ。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 先ほど部長も言ったように、協定を結んだ中で委託を受けて、それとあわせて市が、本来だと直接管理をすべきですが、直接の管理ができないものですから、県と協議をして再委託という形で、農業公社に市の負担金を含め一括で委託をしているという状況でございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 まあいいです。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 関連ですけれども、あそこの道の駅の駐車場の件で、いろいろな苦情というものは上がってきていないのですか。大体頭からとめてバックしなくてはならないので、接触事故もかなり出ているというのを聞いています。

現場に行ってみると、その当時に植えた木は小さかったけれども、今はかなり大きくなってしまっていて、そういう管理面とかという形ですけれども、もうちょっと整理されれば、もう少し車の台数も



増えてくるのではないかな。間に合わないという人は道路にとめてしまった状態の人もあるのですけれども、その辺の管理面はどうですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 私の聞こえてきたのは、あそこに農産物の出店をしている方から、もう少しお客さんがとまれるようにしてくれないかという話がありまして、直接何日間か調査をしました。空きスペースがないわけではないということでした。

自分の店の近くにたくさんとめられるようにしてほしいというのが要望だったようです。あるいはイベントのとき、例えばヒマワリか何かのイベントのときに足らないと、それは年に何回かの話だと思うのですが、そういったときの話でして、通常的には不足している状況ではないということです。それからあそこはもともと緑を多くして、ただ駐車でのラインを引くというのではなく、コンセプトとして緑を多くして、明治の森ですから、その緑の中に道の駅があるような形態ということで、ああいう計画がされたということがございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 説明はわかるのですが、今道の駅との認定をもらって活用しているわけですよね。そうすると、道の駅には以前からも質問をしていますけれども、異例な道の駅ですよね。

道の駅の発端は、昔は国鉄で、JRになって、線路に駅があるのに道に何で駅がないのかというスタートみたいです。調べていくと。それで、あちこちに点在してきたと。そうすると、車は大体スムーズにとまって出るような道の駅がかなり多いですよね、どこをのぞいてきても。あれは特殊ですよ。

買い物に行く方には結構高齢の方もいて、地域性も出てきて、あそこに新鮮な野菜が出るか

らとって、地域に都会から来た人が移住したり、また別荘のお客さんが来たりという形の中の安全性も考えたときにはどうなのかなと思うのです。森として、公園として使うのならいいけれども、ある程度、利益を生むために地域の人も一生懸命になってやっているわけですよね。その特徴というのは、これは道路課から外れるかもしれないけれども、指定があってここでしか売れないというものもあるみたいなので、その辺の駐車場管理がどうなのかなと思うのです。

結果的にやっているかもしれないけれども、やっぱり現状維持ではなく、変えるべきこともあるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 もともと道の駅といってもいろいろな形態があります。例えば博物館のような、にしないの、ああいう形の道の駅もありますし、明治の森・黒磯につきましては青木邸がメインになるわけですね。そういったことで、それぞれのできる計画があるわけですから、それに沿って整備がされたということであり、全く同じように物産店があってトイレがあってというその形態ではなく、それぞれ特徴が違ってくるものです。あそこについては明治の森・黒磯、そして青木邸、文化財があると、そういうコンセプトの中であの整備ができたということになりますし、またそれを大事にしていく道の駅ということがございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そういう出店している方とか地元の要望というのは無視というわけではないけれども、参考にはしないということですね。そこをちょっと聞いておきたい。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 ご要望があったものですから、私のほうでも調査に行きまして、そういった面で不

自由を来たすとか、あるいは非常に危険であるということになれば当然改善はしなくてはならないと思いますけれども、今の段階ではそういう状況にはないと考えております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 わかりました、了解です。

磯飛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

以上で、道路課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

#### 建築指導課の審査

磯飛委員長 ただいまから建築指導課の審査を行います。

担当課の皆様ご苦労さまです。審議の前に自己紹介をお願いしたいと思います。

(出席説明員自己紹介。)

#### 認定第1号の説明

磯飛委員長 それでは、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 (認定第1号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 8款土木費の中の1目土木総務費の中で、先ほど説明がありましたけれども、1.8メートルまでは、これは消耗品の件なのですけれども、家が現在なら建てられるという説明だね。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 1.8メートル以上です。最低でも1.8メートルは必要なのです。1.8メートルより満たない場合は、どうあっても今の基準の中では道路として認められないということで

す。1.8メートル以上あれば4メートルなくても確認は下ろせるようになっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そうすると1.8メートル以上と認められて建てて、その後、新たに増築なり建築するときには、市道でも私道でも何でもピンを打って、2メートルはセットバックしないとならないわけでしょう。そうすると、最初からそういう基準では難しいのですか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 ちょっと説明がしにくくて申しわけございません。

この法律ができたのは昭和25年でございます、なおかつ建築基準法の適用になるのが都市計画区域に入った時点なのです。

那須塩原市の場合、町の中心部は古く、20数年前から都市計画区域に入っているのですが、新しいところもあるのです。それまではこういう適用がございませんので、はっきり言うと、道路も何も関係なしに家が建てられたのです。ですから、最初の段階では規制がなかったので、1.8メートルでも、場合によっては1メートルぐらいでも建てられるような状況になったわけです。ただ1メートルでは認めがたいので、1メートル80、1間以上あるものについて法律の中で例外規定を適用するという形になっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 それについての消耗品というのですけれども、私はちょっとそれがどんな消耗品かわからないのと、それからもう一点、その下の緊急危険度判定の機械ですか、下げ振りとか勾配というのは何個ぐらいなのですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 まず、狭隘道路の消

耗品でございますが、境界を確認させていただきまして、2メートル後退したということがわかりましたら、その地点にコンクリートのくいか、もしくは、舗装されていますと打てませんので、ピンを打っていただくことになるのです。それが消耗品です。

それと、応急危険度判定用の消耗品、資機材でございますが、下げ振りに関しては10個、それから勾配計も10個購入させていただいております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 今のところなのですけれども、判定士という方が那須塩原市に何人かいらっしゃるのですか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 ございます。

主に建築士の方をお願いしているというか、ボランティアでございますので、みずからやってみたいという方をお願いしているわけでございますけれども、市の職員の中にも何人か判定士になっている方もいらっしゃいます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 ただいまの60事業の中で、こういう消耗品を実際に稼働はしないほうがいいのでしょうか。ただこれは用意しておくということでもいいのですか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 委員のおっしゃるとおりでございます、本来ですと使用しないで終われば一番いいわけでございますが、いざというときに急遽取り寄せるといってもなかなかできないものですから、これは県が音頭をとりまして、人口割で市町村ごとに備蓄するように、一応連絡

がございまして、我々に配分された割り当てに沿って、備蓄しているような状況でございます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 もちろん、こういうのは稼働しないほうがいいのですけれども、これは庁舎ごとに何個か、1カ所ではなくてもう既に分配されておいてあるのか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 これにつきましては、建築指導課がすべてコントロールできるような形をとっておりますので、すべて私どもの所管する倉庫に保管しております。

いずれにしましても、市の職員の方、皆さんができるわけではなくて、一定の方が対応することになりますので、私どものほうから連絡をしながらこういう資料、消耗品、機材等を準備する形になりますので、すべて私どものほうで管理できるような形にしております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 もう一つ、耐震診断のほうなのですが、やはりこれは56年以前ということでまた地震も少ない市なのでなかなか対象になっていても申し出がないと思うのですけれども、これは2件分ですが、那須塩原市において56年以前の建築物というのはおおむねどれくらいの数なのでしょう、もしわかりましたら。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 平成18年度のデータなのでございますが、住宅の全戸数が3万8,500ございました。その中で、耐震基準というか、合わないという言い方はちょっとストレート過ぎるのですが、旧基準の中で建築されたものが8,550ございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 ちょっと基本的なところ、忘れてしまったので伺います。建築確認の移管事務は、何年からだったのかと、歳入のところ、14ページの手数料ですけれども、これが市ですべて歳入として扱って職員給与費に出てくるということで、何か伺いづらいところですが、課長が県職員ですか。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 課長と補佐です。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 2人ですね。

それが出ていくという解釈でよろしいのかというところ、これはちょっと確認事項ですけれども、そこが1点と、それから歳出、182ページのところで、役務費の構造計算の判定手数料ということで、これはどこへ出しているものなのか。

それと、委託料、それから賃借料のところの建築確認支援システムの機器関係ですけれども、これがどのようなものなのか、単純にパソコンを使って専用のソフトを入れてというものなのか、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 まず、特定行政庁になりましたのが平成18年、ことして4年目になります。

それと、手数料の、私どもの給料の話のことなのですが、その辺は私も詳しくは存じませんが、一応、現段階では県のほうから支給されているのですが、最後に精算をするような話を聞いておりますので、最終的にはこの中からいただいているのかもしれないというところですが。大変申しわけないのですが。

次に、役務費の手数料の部分です。構造計算適合判定手数料、これにつきましては、姉歯事件のときに、やはりでたらめにやる方がいるというこ

とで、従前の性善説の世界から性悪説の世界になってしまっていて、私どもは確認申請を受けますと、当然我々も構造計算のチェックをいたします。ダブルチェックということですね。第三者にやはり同じようなチェックをしてもらうことになっておりまして、その手数料としてこれを充当することになっております。

ただ、これは申請者からいただいております、はっきり言えばトンネルなのです。ですから、この支出した部分については、一たん歳入になってしまいますので、何となくちょっと色はつかないわけなのですけれども、実質的にはトンネルで、入ったものがそのまま行くような形になっております。

対象につきましては、通常の住宅や何かは対象になりませんが、例えば階数が4階以上の鉄骨の建物であるとか、それから高さが20メートルを超えるようなコンクリートの建物とか、こんなものが対象になってまいります。

今、これをお願いするというか、委託関係でやっているのですが、お願いしているのは日本建築センターです。これは国土交通省の外郭で財団なのですが、やはりそういうことをメインにやっているところでございます。

それと県の建設総合技術センターというのがございますが、ここでも同様のことをやっておりますので、物によって委託先を変えながらやっております。

次に、建築確認支援システムの委託料でございますが、委託先は、委員、多分ご想像のとおり、随意契約でやっております、建築行政情報センターという、これもやはり国土交通省の外郭団体でございます。

なぜここに随契でお願いしているかということ、かつて各県、もしくは国、スペシャリストが集ま

った団体でお金を出し合っていて、ここに委託してソフトを開発しているのです。建築確認のソフトにつきましては、やはり汎用のソフトではありません。非常に特殊なソフトであるという関係がございまして、結局積み重ねで改良に改良を重ねた関係があり、どうしてもここをお願いしなければいけないような状況がございまして。

本市につきましては、18年に特定行政庁になった際にそのソフトを借りて、システムを今動かしているような状況がございまして、その関係で委託料が必要なわけでございます。それに関しまして、システムの構成や何かにつきましても、通常の一般的な構成と違っている部分もございまして、あわせて機材の賃借もしているような状況にございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 先ほどの手数料と給与の関係なのですけれども、県から支払っているのか、市でやっているのか、ちょっとそれを確認したかったので、これは後で部長がお答えできればお願いします。

それから今のシステムの委託賃借のことなのですが、これはソフトも含めた機材一式ということでこういう書き方なのかということこそを最後一点確認させてください。ソフトが出てきていないのですが、どちらかというソフトの賃借料が発生するほうが大きいのかなと思っていたので、それをちょっと確認させてください。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 委員のご指摘のとおり、装置保守業務が主にソフトの管理の部分でありまして、機材自体は80万2,000円程度のものでございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 わかりました。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 課長と補佐の給料については、市のほうで出している形になっていると思います。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 先ほどの答弁で、ちょっと訂正をさせていただきたいのです。勾配計と下げ振りの個数なのでございますが、勾配につきましては先ほどのとおり10個なのでございますが、下げ振りにつきましては前年に購入したものがございまして、トータルで40個になっております。備蓄の合計は40個になっております。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

それでは、ここで議長を副委員長に切りかえまして、私のほうから質問をさせていただきます。

(委員長、副委員長と交代)

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 14ページの建築手数料についてであります。表の中に20年度は建設で1,470件、2,557万2,000円の金額と示されておりますが、お手元に資料があれば、平成18年度に県から移管されてからの件数、金額の推移をお知らせください。

室井副委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 大変申しわけございませんが、確認申請の一番上の段のデータだけでございます。中間検査と完了検査を含めたデータはないのですが、平成18年が976件で、手数料に関しましては完了検査も全部含めた手数料でございますが、2,756万7,000円でございます。

それから19年度につきましては、確認の件数が828件でございます。手数料の合計が2,751万6,000円でございます。

ちなみに、20年の件数はこれを合計していただければわかるのですが、788件でございます。788件に推移的には先ほど申しました976件と828件になります。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 平成18年度に県から移管されまして、当初大変混乱されていたと、職員の方もかなり時間を費やして混乱していたという状況を耳にしたのですが、現在の状況並びに確認申請を申請して許可が出るまでの待機状況、この辺をお聞かせください。

室井副委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 私どもも直接体験したわけではございませんので、正直なところどうい状態か身をもってお話することはできないのですが、現在はもう既に職員がそれなりの体制をとっておりますので、混乱ということは全くない状況でございます。

それと待機状況でございますが、これも当然職員がなれてきたということもございしますが、実態的に件数が若干減っております。これは建築基準法のかなり評判が悪い改正があったことや、それから現在ですとこのところずっと話題になっておりますが、リーマンショックの影響とかそういうことが立て続けにございまして、件数的には毎年少しずつ減っている状況でございます。

そういうことで、申請をいただければほとんど今のところは待ちがないような形です。申請の中身にもよりますけれども、通常ほとんど、先ほど申しました道路の問題などがなければ、いただければ速やかに確認が出せるような形になっております。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 了解いたしました。

議長、戻します。

(副委員長、委員長と交代)

磯飛委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

以上で、建築指導課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩をいたします。大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時53分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

#### 区画整理課の審査

磯飛委員長 ただいまから、区画整理課の審査を行います。

担当課の皆様、ご苦労さまです。

審議の前に自己紹介をお願いしたいと思い

ます。

(出席説明員自己紹介。)

#### 議案第56号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

人見区画整理課長。

人見区画整理課長 (議案第56号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第63号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第63号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

人見区画整理課長。

人見区画整理課長 （議案第63号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第63号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

人見区画整理課長。

人見区画整理課長 （認定第1号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 まず1点目ですけれども、支出の工事関係につきましては、金額が大きいところを見せてもらいますと、区画道路と下水道の築造工事というのは合併施工になっているので、こういうやり方がメインでやっているということでのいいのかという確認が1つです。もう一つは、農地休耕保障30件とあるのですけれども、本来区画整理事業の目的からすると、宅地なり何なりの造成ということなので、こういう農地保障というのはどうなのかなという部分と、当然保障しているのだから表土をとって、整地が終わった後、また表土を戻すというような形で農地として返している方法をとっているのかということをお聞きしたいのですが。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 まず、休耕保障の関係ですが、区画整理事業は本来からいけば宅地造成事業ということではございますけれども、現実に農地であるものは農地で返すということです。それについ



ては当面工事期間中に農耕ができないということですので、うちのほうで使用収益と申しまして、実際使えるようになる仮換地の間につきましては、休耕保障をしているところでございます。

磯飛委員長 芳賀区画整理課長補佐。

芳賀区画整理課長補佐 工事につきましては、下水道の合併施工ということで君島委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 市の考え方はわかったのですが、ただ農地休耕保障ということでやっていったとしても、当然道路等が出てくるので、仮換地なり何なりの段階でお返りするまでの保障でしょうけれども、今まであったところと場所的には、ずれたりとかという形が出てくるのではないか。あとは当然減歩が出てくると思うのです。その保障の金額というのは、減歩前の金額で保障をするのか、減歩後で保障をするのかというのお聞きしたいのですが。

磯飛委員長 平石管理係長。

平石管理係長 保障につきましては、従前地というもともとの土地があります。これを区画エリア、仮換地ということで、別の場所をもらうことがほとんどになります。前の土地と新しくもらえる土地、両方使えない場合に損失が生じるので保障をする。保障するものにつきましては、一般的には従前地の面積でもって保障するという状況であります。

以上です。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました、了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 203ページの8款土木費の4項2目区

画整理事業の10事業の保留地ということで、先ほど土地面積が大きすぎてとれないから2分の1にしたということですが、197坪の分割測量という形の手数料だと思います。これは坪単価にするほどのぐらいの値段になるのか。

あと場所も知りたいです。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 坪単価でございますけれども、面積が大きかったということで、197坪あったものを88坪と109坪ということで2つに分けて販売することにしました。坪単価で申しますと毎年値段が少しずつ変わってまいりまして、単価で坪が11万5,700円と13万9,500円ということで公募をいたしました。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 場所は。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 場所につきましては、西の区画整理事業でございまして、大原間小学校のちょうど北側でございます。ちょっと地図を持ってこなかったのですが、国道4号からアンダーでずっと行きまして、大原間小学校を超えた左側、西側に入ったところでございます。そこに2区画ほどありまして、ちょっと不正形な形で197坪あったものですから、いい形に2分割したほうがお求めやすいのではないかとということで、分筆して2つにして公募することにいたしました。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 すると、先ほどの金額13万9,500円の坪単価、これは今年度の金額ですか、20年度ですか。今年度はこれでいいのか。

人見区画整理課長 20年度につきましては、11万3,400円と13万6,500円ということで申請等しております。やはり土地の値段、毎年この委託料のところでもご説明申し上げますとおり、修正した

値段で毎年少しずつ変わっております。

以上でございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 わかりました。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

認定第8号の説明、質疑、討論、  
採決

磯飛委員長 続きまして、認定第8号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

人見区画整備課長。

人見区画整理課長（認定第8号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 課長のご説明で起債の償還だけということですが、収入の主なものにつきましては、保留地売り払い収入ということで出ていると思います。この一般会計繰入金の算定といたしますか、繰入金額の基礎になるというものはありますか。例えば、利息の何%分は一般会計から繰り入れますとか、そういうものがあっての一般会計からの繰り入れなのか、ただ単純に保留地の売り払い収入がなくて、返済金の不足が生じた分を一般会計から持ってくるという考え方なのか、その辺についてちょっとお聞きしたいかなと思います。

磯飛委員長 平石管理係長。

平石管理係長 利子償還分と事務をやっていた時代の事務費分、そちらについては一般会計から繰り入れるという形であります。これは、不足した分についても繰り入れを行っているということです。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 基本的には、やはり利息分にだけと。今は事業を20年度からやっていないので、事業の事務費はないので出てこなくなりますから、当然基本は利息分ですと。ただ、保留地については必ずしも売れるものじゃないから、それが生じた場合には一般会計から繰り入れますということですね。

磯飛委員長 平石管理係長。

平石管理係長 はい。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 はい、わかりました。

磯飛委員長 了解ですね。

君島委員 はい。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第8号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

区画整理課の審査を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

本日の審査事項は以上で終了となります。

その他

磯飛委員長 これより4、その他に入ります。

各委員から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 事務局からは何かありますか。

事務局より。

(事務局説明)

磯飛委員長 それでは、4のその他を終了いたします。

閉会の宣告

磯飛委員長 以上で本日の建設水道常任委員会を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分

## 建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会（第四分科会）

平成21年9月16日（水曜日）午前10時開会

### 出席委員（7名）

委員長	磯 飛	清 君	副委員長	室 井 俊 吾 君
委員	植 木 弘 行 君		委員	関 谷 暢 之 君
委員	平 山 啓 子 君		委員	君 島 一 郎 君
委員	若 松 東 征 君			

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

上下水道部長	江 連	彰 君	水道管理課長	菊 地 一 男 君
水道管理課長 補 佐	須 藤 清 隆 君		水道管理課 経 営 係 長	宇 都 野 淳 君
水道管理課 企 画 係 長	中 山 雅 彦 君		水道施設課長	高 久 敏 雄 君
水道施設課長 補 佐	茂 呂 幸 利 君		水道施設課 水道建設係長	大 木 基 君
水道施設課長 給 水 係 長	高 野 彰 君		下水道課長	君 田 秀 一 君
下水道課長 補 佐	舟 岡 誠 君		下水道課 普 及 係 長	津 久 井 真 樹 君
下水道課長 管 理 係 長	相 葉 秀 隆 君		下水道課 施 設 係 長	峰 岸 紀 夫 君

### 出席議会事務局職員

書記 佐 藤 吉 将 君

### 議事日程

1. 開 議
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項  
〔上下水道部〕  
・上下水道部長あいさつ  
〔水道管理課・水道施設課〕

決算審査

- ・認定第 1 2 号 平成 2 0 年度那須塩原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 1 3 号 平成 2 0 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

〔下水道課〕

- ・議案第 5 6 号 平成 2 1 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 4 号）
- ・議案第 6 1 号 平成 2 1 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 6 2 号 平成 2 1 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査

- ・認定第 1 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6 号 平成 2 0 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 7 号 平成 2 0 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

4 . その他

5 . 閉 会

開会 午前10時00分

委員長あいさつ

磯飛委員長 おはようございます。

散会前に引き続き、建設水道委員会を再開いたすわけですが、本日は上下水道部の審査を行うこととなります。

委員の皆様におかれましては、昨日同様、慎重なる審議のもとに円滑な進行への御協力を重ねてお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

水道管理課、水道施設課の審査

磯飛委員長 これより3の審査事項に入りますが、まずは上下水道部長のご挨拶をいただきたいと思えます。

江連上下水道部長（挨拶。）

（出席説明員自己紹介。）

磯飛委員長 それでは、水道管理課、水道施設課の審査を行います。

担当課の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございます。

認定第12号の説明、質疑、討

論、採決

磯飛委員長 それでは、ただいまより建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

認定第12号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長（認定第12号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 394ページの歳出ですが、償還金、還付金ということで、板室温泉簡易水道事業徴収事務費に20事業、西塩簡易水道事業徴収事業の30事業ですか、ここに両方とも還付金があるのですが、水道金過誤納還付金過年度分とはどのような内容のものか、ご説明いただけますか。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 水道の場合には、漏水しているとか、そういう場合には水量の変更を行います。そのときに、水道料金を納めた方については、認定水量の差額について、過大に納めていただいた分をお返ししたというものでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、余計に納めていただいた水量というのは、どんなことからわかるのですか。通常漏水しても、普通ちょっとわからないような状況もあると思うのですが。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 大変失礼しました。

水道業者の方が、漏水の工事をしまして、その工事をしましたと、宅内漏水が間違いなくありましてということで、水道供給規定に基づき申請がなされた場合、それを根拠に減額をするという手続になっています。

以上です。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、間違いなく漏水しているということ、業者自体も工事をしながら確認して

いるものに関しては返還をすると。間違っているであろうと確実に確定できるものについては返還すると。それ以外の何だかわからないけれど漏れていた、いつの間にか漏れているような状況があると、そういった部分についてまではわからないと、そういうことでよろしいのですね。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 あくまでも工事をしたという証明をもとに、あとは過去の使用水量を見て、極端に高いという場合には検針のときにまず使用者に連絡をいたしまして、もしかすると漏水しているかもしれませんので、よく見てくださいと。そういう中で、工事業者が漏水工事をやった場合、それに基づいて還付する、返金するという流れになってございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 394ページの1款水道事業の3項1目施設管理費の中で、板室低区配水池配水流量計の修繕ということで金額が出ていますけれども、これは定期的に調査するのか、機械の修理か何か知らないのですけれども、それはどのくらいの時間でやっていくのか。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 これについては、一昨年、有収率の改ざんお騒がせしたとのことで、すべての流量計について調査をいたしました。それに基づいて、流量計に若干の異常があるのではないかとというような診断を受けましたので今回はやりました。通常ですと8年とか10年とかという形になりますけれども、不定期な形でやっています。

今後は、ある程度3年とか4年に一回は、定期点検でやるしかないという形で考えているところ

でございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 395、6ページにかけての量水器ですが、3簡易水道の量水器、購入個数と単価は統一だと思つるので、購入個数を教えてください。

それと、393、394の料金関係の事務業務委託についてです。これはウォーターテックスで統一だと思つていますが、非常に細かい金額になっています。どういう契約になっているか。その2点をお願いします。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 量水器の購入については手元に資料がございません。これについては、後で答えます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 単価だけでもわかれば、個数はおのずとわかりますが。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 口径が違うから後ほど答えません。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 口径によって値段が違う。ああ、そうか。では、後でいいです。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 先ほどの徴収業務の委託料の額についてですが、企業会計も含めて総額で幾らという形になってございます。その中で、検針件数に応じてそれぞれ案分して事業に割り振ったということでございます。

ですから、事業規模の小さいところについては委託料が低くなる。394ページにございますけれども、西塩と板室温泉では額が相当違います。ちなみに、板室本村は、ことしの3月末の検針数が56件、板室温泉が59件、西塩が532件という検針になっております。1年間の検針数に応じた形で

案分し、企業会計も含めてという考えで割り振り  
ました。

以上です。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 企業会計のほうも含めてということは  
理解するのですけれども、決算の記載上、一括契  
約しているものを案分して割って、無理やり記載  
しているみたいなイメージを抱いたのでちょっと  
伺ってみましたのですけれども、この処理方法につ  
いてはどうなのでしょう。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 それぞれ事業が独立している  
ので、どうしてもそこに係る経費を割り出さなく  
てはいけないということです。配水利用とか検針、  
メーターの設置数など、ほかの事業についてもそ  
うですが、案分の基本的なものをつくらなければ  
いけないということで、今回は今までの検針件数  
に応じたベースに案分させていただいたというこ  
とでございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 おおむね理解はいたしますが、契約の  
方法がこういう個別というか簡易水道から企業会  
計のほうも含めて、積み上げていった形で金額を  
算出して、それが一括になっているのであればそ  
れでいいと思うのですけれども、多分逆なのかな  
と思います。一括が先でそれを案分していついて  
いるのではないかなというイメージがあるのでちょ  
っと伺ったのですが、それだけ最後にもう一度確  
認させてください。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 水道事業特別会計債務負担行  
為を起こしまして、3事業で幾らという契約を結  
んでございます。

それから、企業会計も債務負担行為を3年間起  
こしまして、それで幾らという契約で、トータル

で幾らという形で業務委託をしてございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 396ページの水道事業費の3項1目、  
委託料で漏水調査の122万8,500円、その内訳と、  
どんなところを調査して、どのくらい漏水が見つ  
かったのかを聞きたいのと、3項2目の施設整備  
費の折戸配水について。これは先ほどの説明だと  
舗装と聞いた。西那須野線舗装復旧工事というこ  
とで金額もかなりなのですけれども、これは道路  
課ではなくて水道課でやらなくてはならないのか、  
その辺もちょっと明確に教えてもらいたい。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 まず、漏水調査業務委託につ  
いてご説明いたします。

漏水調査業務については、2分割で出していま  
す。黒磯水道事業と板室温泉本村、そしてあと西  
那須野地区と関谷地区の簡易水道配水管です。特  
会の西塩については塩原地区ということで西那須  
野地区と一緒にやっていますが、その中ですべて  
の管、西塩の送水管は石綿管でできなかったのだ  
ですが、それ以外についてはすべての管についてや  
ったということです。

西塩については、3カ所ほど漏水部位が見つけ  
られました。これについては異報を受けた分譲地  
内の漏水で、給水管が3カ所で見つかりました。  
西塩地区についてはそんな感じです。

あと、先ほどの舗装本復旧工事、板室温泉、折  
戸西那須野線がそうですが、これについては前年  
度、水道の石綿管の更新工事をやらせていただき  
ました。その後、3カ月から6カ月以上の自然転  
圧期間、要するに沈下するのでとめてくださいと  
いう形で、その年度に舗装ができませんでした。



それで、次の年度にこの部分をやったということです。私どもの持ち分ということです。

〔「水道事業に入るのは……」という人あり〕

高久水道施設課長 管理は県の土木事務所ですが、私どもでその占用いただいているということで、私どもの工事の基金でやっているという形になっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 先ほどの漏水の件で3カ所見つかった。すべてのところを調査したということですが、これが見つかった場合は漏水をそのままにしておくのか、その工事を進めたのかという点と、これは民間の方から言われるのですが、なぜ一緒に舗装とやらないのかと、無駄じゃないのかというのが随分出ています。道路課とタイアップしてやるべきではないのかなと、同じ税金でやるのだから。

今、答弁にあったように、県から水道課のほうに予算は来っていないのですか。舗装の代金として何分の1ぐらいか、その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 舗装本復旧についてですが、県の場合は私どもで占用を出したときに、舗装復旧は決められていました。ただ、水道を更新した直後ですと、引っ込むのです。本復旧しても、すぐに引っ込むということでは、また手戻りでもう一度やらなくてはならないということで、自然転圧期間後にやらざるを得ないのです。

折戸西那須野線については、一部その前年度に、下水道を入れたすぐ直後、私ども入れさせてもらって、片側は下水道復旧で水道の分も一緒にやってもらったという経緯がございます。下水道で既に終わったところについては、私どものほうで片側だけはやったというような状況でございます。

〔「あと、漏水調査の……」という人あり〕

高久水道施設課長 漏水調査の修繕でございますが、確認した後、1週間以内ぐらいにすぐにやります。水量をある程度特定できるのです。漏水調査で大体何 $m^3$ が出ていますよということで、すぐにその修繕工事を実施するという形で対応しております。

以上です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 では、対応したのですね。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 しております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 わかりました、了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

君島委員。

君島委員 今後のことも含めてちょっとお聞きしたいのですが、391ページで、一般会計からの繰入金という形で、板室本村については借入金以外のものも今回繰り入れている形をとっています。平成20年度で会計が一本化という形になった場合に、今までありました簡易水道はこういう形で一般会計からの繰り入れができるのですけれども、1つの会計になってからの扱いをどのように考えるか。企業会計に1本にしたのだから、すべて企業会計と同じように料金にはね返らせるという考え方なのか。それとも簡易水道については今までどおり簡易水道という考え方で、必要に応じ一般会計からの繰り入れは持ってくるという考え方なのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思うのですが。

そもそも簡易水道があるということは、簡易水道においては、料金だけでは経営が成り立たないので、一般会計からの繰り入れを認めているわけ

であり、それを1本の会計にしてしまっ、21年度からどう考えていくのかという、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいのですが。

それで、特に見ましたら、板室本村につきましては、基金関係の積み立ても何もないので、会計ごとに考えたときには板室本村は一般会計からの繰り入れを見ないと、その部門だけではどうしても穴埋めができない状況になるかと思しますので、その辺ちょっと考え方をお聞きしたいのですが。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 21年度からの水道事業は1つの企業会計でございますので、原則的には独立採算という経営です。統合前の10の事業がありますけれども、その事業はもうないものということですので、企業会計1つ、那須塩原市の水道事業1つという形で、原則的には独立採算ということで、会計も1本の会計です。

一般会計からの繰入金につきましては、この後、企業会計の中でもご説明いたしますけれども、平成20年度までの旧特別会計に対する基準内繰入金というのは継続されます。21年度以降は企業会計ですので継続されませんが、20年度までに発行した事業債、この起債の元金及び償還金の10分の1相当までは、一般会計から基準内繰入金として今後も入ってくるようになります。ただ、21年度以降、特別会計、簡易水道事業はありませんので、1つだということでご理解いただきたいと思ます。

以上です。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 ということは、簡易水道でやっていたときの起債分についての基準内繰り出し、これは行いますよ。ですけれども基準外、20年度も基準外は出ていますが、こういうことは、20年度以降は基準外を全く考えていないと。企業会計の中

で、全体の中からのやりくりでという考え方でやっていくということですね。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 そのとおりでございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 7あった簡易水道の部分については、当然赤字が出てくるのはもう目に見えている話です。簡易水道の場合は、ですから、簡易水道という扱いをしていたのですけれども、今度1本にして繰り入れがなくなるということになると、当然ももとの企業会計である上水道のほうで、ある程度の面倒を見なければやっていけない状況になるのではないかと思うのですが、そういう形で理解してよろしいでしょうか。

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 基本的には、今、課長が言ったように独立採算ですから、そういったことしていくということになります。国の基本的な方針として、1つの市町村においては1つの水道事業会計というような方針があります。そういったものに基づいて、そればかりではありませんけれども、効率的な経営をとということで1つにしたわけです。今後、簡易水道と企業会計の中での施設の統廃合、そういったもので施設の統廃合を図って、うまく健全な経営を進めていくというのが1つにあります。確かに委員おっしゃるように、今まで採算とれなかったものが特会であり、簡易水道でやっていたわけですので、そういったものは考えられません。けれども、今後は統廃合あるいは料金見直しということで、一部にはその統廃合によって施設を共有するということもありますから、統廃合による料金の統一ということも含めて、企業会計として進めていきたいというのが考えです。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 一番心配しているのは、部長もおっし

やるとおり、簡易水道の場合には赤字ということなので、それ単位で、例えば旧会計単位で料金を設定されるということになると、簡易水道の今までの受益者といいますが、この方の料金の値上げ幅がものすごく大きくなって来る。その部分は企業会計でやっていた上水道については黒字、全体で見れば黒字という形で出ているので、ある程度面倒を見た形での料金の統一という形をとっていただければ幸いかなと思ってお聞きしたところで

す。

磯飛委員長 結構です。

磯飛委員長 答弁はよろしいですか。

君島委員 はい、結構です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにないようですので、質疑を終

了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結し

たいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

認定第12号 平成20年度那須塩原市簡易水道事

業特別会計歳入歳出決算認定については、原案の

とおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

認定第13号の説明、質疑、討

論、採決

磯飛委員長 続きまして、認定第13号 平成20年  
度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議  
題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 （認定第13号について説  
明。）

磯飛委員長 菊地水道管理課長に申し上げます。

説明の途中ですが、ここで10分間休憩させてい  
たきます。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を始めます。

菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 （認定第13号について説  
明。）

磯飛委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 単純なことですけれども、今説明を受

けました説明資料と決算書で、減価償却の金額が

違うのはなぜか。ちょっとご説明をお願いしたい。

もう一つは留保資金、決算時点における最終的な

留保資金がどれだけの残高だか、ちょっと教えて

ほしいのですが。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 24ページの有形固定資産減価

償却が5億9,299万9,344円、25ページの無形固定資産減価償却費が40万5,177円、これを説明していなかったもので、大変失礼いたしました。

それと、留保資金でございます。

留保資金につきましては、決算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

資産の部の大きな2、流動資産がございます。流動資産27億2,155万7,525円、これから負債の部の合計額12億3,194万5,933円、を引いた14億8,961万1,592円が現在の内部留保資金でございます。

以上です。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

植木委員。

植木委員 私からは、決算書の事業の報告の内容についてちょっと質問したいと思います。

上のほうにありますように、当市の人口11万5,576人に対して給水人口は11万2,888人、差し引きますと2,688人、この方のところへ水道が回っていないと、こういう解釈になるわけだと思います。普及率が97.67%、この2,688人、地域的にある程度把握されて、限定されているのかどうか、あるいはどの辺の地域に固まっているのか。それと、その下に老朽管布設替工事として2万2,317メートルですか、去年実施している内容の報告があります。それに対してですが、全体で当市としては、どの程度の老朽管布設替工事を把握しているのか。それに対して年度で実施されたのは何%ぐらいになっているのか。あるいは今後もそのレベルでいくのかどうか。大きな意味合いでちょっと聞かせていただきます。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 給水区域の2千何百名の件で

ございますけれども、やはりどうしても配水管の布設に多額な費用がかかるので、できない部分がございます。それにつきましては、市政一般質問の中でも部長が答えているところですが、やはりそれぞれに転々としてございます。どこの地域かというのは、現状ではちょっと表現が難しいのですが、事業認可をいただいたときにはこの区域が給水区域です。この中で、給水区域にはなっているのですが、現実的には配水管が通っているだけで、自分の専用水道というか集落水道を使い、市の水道を使っていない集落や、近くに湧水があって井戸を使っている集落もある。配水管を布設したけれども、我々は昔から使っている集落水道があるので市の水道は使いませんよという人数も含まれてございます。

以上でございます。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 老朽管更新事業についてですが、2万2,000メーターやっております。20年の更新としては約10%程度、10%にちょっと足りないと思いますが、19、20年にやっておりますから2年で約20%の布設替えとなります。計画時点では約240キロございました。20%というのをいただいた2万4,000メーター程度です。19年に相当やっておりますので、20年とあわせると20%を更新することになります。残りまだ80%、約192キロありますが、現在、補助事業をいただいてからやることを考えています。要するに標準ではやらないということです。補助事業がもらえますので、もらえる中でやっているということで、大口径とか、市街地、あと漏水多発地点ということで若干絞りながらやろうかということで考えております。事業的には若干ペースは落ちますが、それでも、今年には18キロを一応やる予定で考えてございます。

以上です。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、19年度、20年度で大体10%程度でやってきたと。21年度については、補助事業をできるだけ利用してやっていきたいと。そういった中でも、予定としては18キロぐらい考えているということですのでよろしいですね。全体の中の80%ぐらいはまだ残っているのではないかと。これは確認されている部分ですが、確認されていないものを含めればもうちょっと増えるかもしれないと、そういった理解でよろしいですね。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 はい。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。先ほどの件は、あと2,688人、ほんのひと握りでございますので、何とかある程度クリアしてもらいたいなと、こんな気はいたします。これは、質問にはしませんのでよろしくをお願いします。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 基本的なことがちょっとわからないので教えてください。

いろいろな委託料があります。水道事業会計決算書の中の18ページに重要契約の要旨ということで業者が書いてあります。量水機交換業務委託並びにいろいろな配水管布設替工事委託とありますが、この契約年数は何年契約になっているのですか。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 量水機交換業務などがございますが、これについては単年度という形で考えております。上から2段目の上下水道の料金関係事務、これについては3年の債務負担でやってございます。

一番上の統合認可申請書、これについては19年

度の繰越事業、書類の精査という形であり、繰り越して20年度に完成したという形になってございます。

以上です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

認定第13号 平成20年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

以上で、水道管理課、水道施設課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 先ほど、関谷委員からご指摘いただきました取りかえのメーターの数についてご報告申し上げます。

まず、板室本村。13ミリが19個、25ミリが1個、50ミリが1個ということで合計21個です。メーターの料金は、13ミリが1個1,900円、25ミリが

3,100円、50ミリが4万7,000円、これについては、修繕したメーカーによります。

続きまして、板室温泉。13ミリが9個、20ミリが6個、25ミリが1個、40ミリが2個でございます。20ミリのメーターの代金が2,500円、40ミリが1個7,900円、合計18個でございます。

続きまして、西塩簡易水道。13ミリが20個、これは新しいメーター、20ミリが1個、これも新しいメーターでございます。料金としての13ミリが2,260円、20ミリが3,517円の合計で21個でございます。

以上です。

磯飛委員長 それでは、ここで食事のため休憩いたします。

午後1時から再開しますのでお願いします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

磯飛委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

#### 下水道課の審査

磯飛委員長 ただいまから、下水道課の審査を行います。

担当課の皆様、ご苦労さまです。

審議の前に、自己紹介をお願いします。

(出席説明員自己紹介。)

議案第56号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長 (議案第56号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 15ページの公共下水道の繰入金ですけれども、今、課長の説明では決算に伴う減額ということですが、今回の補正では、国庫補助金で2,800万がここへ入っているかと思えます。しかし、事実上は2,800万ここに充当されて、減額が716万2,000円というのはどういう仕組みなのか、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 2ページに総務補助費として、総務国庫補助金に地域活性化公共投資臨時交付金としまして2,800万あります。こちらは総務部で審議するのかと思って、ご説明なくて申しわけございません。こちらに2,800万入ってございまして、当初の繰入金16億6,243万6,000円の財源の内訳変更という形で繰り入れになってございます。

以上でございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 はい、わかりました。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第61号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長 (議案第61号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 28ページ、1項1目下水道建設費の中の公共下水道建設事業101事業、これはどこの事業なのか。地名です、どの辺からどの辺までやるのか。

その下の特定環境保全公共下水道建設事業、二つ室の幹線築造ということになっていますが、これもどの辺からどの辺までやるのか、わかりまし

たらお願いいたします。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 公共下水道の工事箇所、公共のほうでございますが、鍋掛の日新中学校の南側周辺の整備を予定してございます。

舗装復旧におきましては、西那須野の烏ヶ森公園の西側の舗装復旧を予定してございます。

特定環境保全公共下水道であります、これは二つ室幹線と言いまして、西那須野地内の大田原境の大山通りという通り、昨年度工事が終わって、終点から逆、手塚電設さんという会社の付近まで、あの辺まで延長を延ばしていく予定になってございます。

舗装復旧は、前年度工事しました舗装復旧を予定してございます。

以上でございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

君島委員。

君島委員 歳出で下水道審議会委員指導助言謝礼というのは何ですか。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 作新大学の教授に委員長という、ご協力、指導をいただいておりますので、教授に支払う報償費になってございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 作新の先生が審議委員になっているのではなくて、その方が来て審議委員を指導するという意味ですか。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 審議委員長になってはいますが、いろいろ審議会の資料づくりとか作成に関してご教授をいただいておりますので、こちらに対する費用を報償費としてお支払いしている部

分です。

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 今、作新大学の太田先生の話が出ましたけれども、通常、審議会は審議会として、審議委員としてお願いはしているわけです。しかし、それ以外に専門的な立場からいろいろな審議を円滑に進めていく資料、データ等を整理するに当たって、うちのほうから出向くなり、審議会当日に早目に来ていただいているいろいろ助言をいただいているというようなこともありまして、報償費という形でお支払いをしているということがあります。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 はい、わかりました。

磯飛委員長 そのほか、ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第61号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

#### 議案第62号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第62号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長（議案第62号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 赤田地区もあるし、舗装修繕というのでもわかりますが、舗装をやってもマンホール周りがすぐにだめになりますよね。だめになっている影響があるなど運転して思うのは、マンホールと道路そのものの段差が若干ついていることです。舗装の修繕だけじゃなくて、マンホールそのものを道路の高さと合わせるという考え方は持っていないのですか。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 マンホールは、轍に掘り込んであるものですから、マンホールを現況と合わせる高さで補修と舗装をやるということ考えています。周辺については、すりつけという形で舗装修繕をする形で考えており、現況に合わせた補修修繕をしていきたいと考えてございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。いいです。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長 (認定第1号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 126から127ページにかけて合併処理浄化槽の施設整備補助金を出していますが、この負

担割合、国と県と市の持ち出しの割合というのをちょっと教えてもらえますか。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 277基分、総額1億222万8,000円が補助対象となっておりますが、国は3分の1になってございます。県でございまして、同じ3分の1の0.8を掛けた内数ということで、補助の対象となっております。残りが市の持ち出しになってございます。

以上でございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 それでは、ここで議長を副委員長に変わりまして、質問したいと思います。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 同じく127ページの浄化槽設置補助事業についてであります。市単独補助金として8基、単独単費で補助を出しているということですが、その単費として扱う規定をお聞かせください。

室井副委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 下水道の認可区域に入っておりますが、下水道整備が若干おけている傾向にあることから、整備が必然と先になる地区を特定地区として毎年市で選定し、この地区の方に市単独の補助金を交付してございます。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 認定区域で下水道がなかなか進まないということで、個人から申し入れがあると思うのですが、その申し入れがあった際は全件受け入れているという状況ですか。

室井副委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 今のところはそういう申請があ

れば、予算の中で補正をしながら対応しているという状況になってございます。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 了解です。

室井副委員長 では、議長を戻します。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

認定第6号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、認定第6号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長（認定第6号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 歳入歳出絡むのですが、不動産売払収入、塩原水処理センターの件です。歳出の償還金で、これは塩原水処理センターの用地取得で国庫補助を受けていたが、売り払うので返還するという意味ですか、まずはそれが1つです。であるとすれば、当時、幾らで取得して、その補助率がどのくらいだったのか。今回400号バイパスに伴って、単価は幾らで売り払って、この償還しなくてはならない部分というのは、どういう計算に基づいての償還になったのかということをご説明をお願いします。

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 当初3万1,198.24平米を取得したということで、当時の取得価格が1万900円、平米当たりで取得をしております。そのうち、10分の6が補助で6,540円、平米当たり補助が出ています。今回売ったのが1万5,400円、平米当たりということで、1,442.41平米を売却したということです。これが実勢価格ということです。要するに除外した部分、県の道路になる部分だけではなくて、除外した部分は全部、今度は国のほうに返還をしなくてはならないということですので、その返還については、実勢価格と取得価格、どちらが高いほうということです。当然、実勢価格のほうが高いということで、実勢価格のうち、1万5,400円の10分の6ですから、9,240円について2,177平米、除外した面積分の国庫補助金を返還したということです。それが2,011万6,000円の返還ということです。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 はい、了解です。

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 取得の年数に関してですが、供用開始したのは昭和61年ということですので、それ以前に取得はしているということです。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第6号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

認定第7号の説明、質疑、討論、

採決

磯飛委員長 続きまして、認定第7号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長 (認定第7号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりました。

各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 369ページ、受益者負担金で教えてもらいたいのですが、受益者負担金、滞納繰越分の調定額が900万と金額的に大きいのですが、受益者負担金がこんなに滞納の金額が多いという理由には何かあるのか。また、これが最終的に入らなかったときに、不納欠損ということがあり得るのか、あり得ないのか。それから、地権者が変わったときにはどういう方法をとっているのか、その3点について教えてもらいたい。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 この調定額903万9,000円でございますが、農業集落排水の場合は希望して汚水ますをつけて、その各受益者に分担金として賦課しているわけですが、現在、その排水設備を接続しないから払わないということで、ずっと未納、繰り越しになっているのが大きなものでございます。

地権者が変更になった場合は、地権者にかけてますので、名義が変わった場合には変わった人には賦課しない。前の持ち主に賦課のかかるものという形になります。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 あとは、不納欠損という形があるのかどうなのか。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 現在のところ、不納欠損はございません。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 例えば、時効なら5年という形で、不納欠損として受益者負担金になってしまうのか、その辺の部分をちょっと聞きたいのですが。例え

ばもうますが設置されている土地で、時効になってから、受益者負担金は払わないでつないで、その後は負担金なしの使用料だけという形では、ちょっと不公平だなと思ったものですから、その辺の関係をちょっとお聞かせください。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 5年という経過では不納欠損はしません。あくまでも最初に申し込んで希望してつけてますので、不納欠損はしないで、支払対策請求をしております。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 南赤田、東部、それぞれの273、274ページの委託料の関係ですが、大した差ではないかもしれませんが、加入率、水洗化率では、南赤田のほうが多いわけですね。東部のほうが新しいですから。しかし、委託料に関しては、東部のほうが金額的に多いのですけれども、この委託内容に違いがあるのか。当然、水洗化率が少ないということは処理費用も少ないのではないかと思います。まず、この辺の委託に関するご説明をお願いします。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 東部は施設内容が大きいものですから、委託料の差が出たということになります。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 施設規模が若干違うのはわかるのですが、対応人員等も仕様書の中で違うということですか。

磯飛委員長 峰岸施設係長。

峰岸施設係長 東部と赤田ではポンプ場が外にございまして、東部は5カ所にポンプ場がございまして、その分の維持管理費が少し余計にかかるよ

うになっております。赤田の場合1カ所しかありませんので、その差がここにあらわれてきているのだと思います。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 はい、了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 375ページのところですけれども、接続率、今の維持管理費の質問と関連していますが、水洗化率がちょっとまだ低いということです。目標年というか、効率を上げるのには、目標値をどのぐらいに置いているか。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 農業集落排水というのはもともと、希望してつけていくわけですから、本来は100%でなければならないのです。しかし、まずはつけても接続はしていないからという方が多いものですから、目標設定はしていないというのが実情でございます。加入率が東部地区で非常に悪いものですから、アンケート調査や個別訪問をさせていただいて、加入促進に、今努めている状況となっております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 はい、わかりました。

磯飛委員長 ほかにないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第7号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定されました。

以上で下水道課の審査を終了し、上下水道部の審査をすべて終了いたします。

ご苦労さまでした。

その他

磯飛委員長 これよりその他に入りますが、各委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 事務局。

〔発言する人なし〕

磯飛委員長 それでは、その他を終了いたします。

閉会の宣告

磯飛委員長 以上で、建設水道常任委員会に付託されました案件及び審査事項はすべて終了いたします。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

2日間にわたって、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分